

笑って予防! 楽しくケア!

認知症って何だろう?

笑顔でつき合う認知症



群馬大学大学院保健学研究科 教授 山口 晴保氏

アルツハイマー病の病態解明を目指し30年にわたり研究。認知症の進行を防ぐ脳活性化リハビリテーションに積極的に取り組む。専門はアルツハイマー病の神経病理学や実践医療。日本認知症学会副理事長・専門医、日本認知症ケア学会評議員、日本リハビリテーション医学会専門医。医学博士。

認知症 番外編

認知症になっても「ひとりの人間として生きたい」 —人権と責任のはざま—

徘徊して線路に入り込んだ認知症の人が鉄道事故を引き起こしました。先日、この事故の賠償責任を巡って、「家族には賠償責任はない」という最高裁の逆転判決がニュースになりました。この民事裁判で、地裁と高裁は、家族介護者に監督責任があるから賠償金を支払えというものでしたので、まずはメデタシです。

この判決が出たら取材したいと某新聞社から申し入れが判決の前日にあったのですが、この逆転判決が出たら、取材はありませんでした。支払えという判決が出たら、「それは不当だ」という専門家のコメントが欲しかったのでしょうか。しかし、それが不要になった。こちらは待っていたのに、なんと現金な……。

でも、私は、コメントを求められたら「支払うべきだ」という意見を持っています。とはいっても家族ではありません。「本人が」です。

安心して暮らせる賠償制度とは?

鉄道会社が家族に賠償を求めた背景には、認知症の人は賠償能力がない(無能な人間だ)、だから、監督責任のある家族に賠償を求めるといった考え方があります。

成年後見制度という財産を守る制度があります。これも、認知症の人は無能だから財産管理ができない、だから他の人が代理で財産を管理する「本人の権利を取りあげる」制度です。

このように、認知症の人は責任能力がないから賠償しなくてよいという考え方は、「たとえ認知症になっても人格のあるひとりの人間」として接するという認知症ケアの基本

理念に相反するものです。私は、「たとえ認知症になっても人間として大切にされる、人権が守られる、その代わりに社会的責任は可能な範囲で負う」という考えがよいと思っています。

先の鉄道事故の例に戻れば、もし事故の原因となった認知症の人に遺産がたくさんあればその中から可能な範囲で賠償金を払い、残りを遺族で分ける、そうすれば裁判にならなかったと思います。本人に遺産がなければ、社会が保証するような賠償制度が必要だと思います。

この他にも、当時小学5年生の子どもが自転車で高齢の歩行者にぶつかり転倒させた事故では、9500万円の賠償金を家族が支払うよう判決が出ました。この場合も子どもに賠償能力がないからと親に請求が来ました。どうですか? 安心して子育てができますか? 安心して認知症になれますか(95歳以上では8割がなります)? そして障害のある人もない人も安心して暮らせますか? 社会全体で賠償する仕組みを作る必要があると、皆で訴えましょう。

何人も自由を束縛されない

さて、これまでに何度も転んで骨折した認知症の高齢男性が、某介護施設に入りました。家族は「また転ぶと大変だから、立ち上がれないように車いすに縛っておいてほしい」といいます。介護施設のスタッフは縛りたくないのですが、骨折したら家族から責任を問われ賠償を求められるので(裁判になれば日本の裁判所は施設に賠償を求めます)、やむなく腰ひもを使いました。本人は「俺は犬じゃない。なんで縛るんだ!」と訴えます。認知症だから縛られてもしょうがないのでしょうか? 家族の言うように骨折したら痛い思いをするからやむを得ないのでしょうか?

私は、自分が認知症になっても、「何人も自由を束縛されない」という日本国憲法で保障された基本的人権を守ってほしいです。そのためには「転んで骨を折っても事故ではなく自己責任だ」という考え方を日本に広めたいと思っています。

人権と セット販売 自己責任

